

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	障害福祉サービス等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

座間市は、障害福祉管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行います。

特記事項

座間市情報セキュリティ基本方針及び基本方針に基づく実施手順書を定めるとともに緊急時対応計画を定め、情報資産のセキュリティ対策を講じており、システム障害、情報漏えい等が発生した場合の復旧と再発防止策をとります。

評価実施機関名

座間市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害福祉サービス等に関する事務
②事務の概要	<p>知的障害者福祉法(昭和35年3月31日法律第37号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。))に基づき、座間市内に住所を有する個人及び座間市が援護を実施する個人に対し、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、高額障害福祉サービス等給付給付費に関する事務、障害支援区分の認定並びに自立支援医療費に必要な各種情報の照会に関する事務を実施する。</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年7月2日法律第134号。以下「特別児童扶養手当法」という。))に基づき、特別障害者手当等の支給に関する事務を実施する。</p> <p>知的障害者福祉法、障害者総合支援法、特別児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">① 各給付費並びに医療費の支給申請② 異動・喪失等の届出と費用徴収に関する事務③ 障害福祉サービスの利用申請に基づく障害支援区分認定調査事務④ 自立支援医療(更生医療)に係る申請や異動・喪失等の届出⑤ 自立支援医療(精神通院)に係る申請や異動・喪失等の届出と関係書類の進達⑥ 特別障害者手当等の支給に関する事務
③システムの名称	(1) 障害福祉システム (2) 宛名管理システム (3) 情報連携システム (4) 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 ・ 第9条第1項(利用範囲) ・ 別表第1 第8、12、47、84

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>＜別表第2における情報提供の根拠＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「福祉手当の支給に関する情報」が含まれる項 第26の項 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害児通所支援に関する情報」、「自立支援給付の支給に関する情報」又は「療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項 第8、11、16、20、26、56の2、57、87、108、116の項 <p>＜別表第2における情報照会の根拠＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「障害児通所給付費の支給」「特例障害児通所給付費の支給」「高額障害児通所給付費の支給」「障害児相談支援給付費の支給」「特例障害児相談支援給付費の支給」「障害福祉サービスの提供」「負担能力の認定又は費用の徴収」「障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収」「自立支援給付の支給」「地域生活支援事業の実施」「自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給」「補装具費の支給決定」「他の法令による給付との調整」とある項 第10、11、20、53、108、109、110の項 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「肢体不自由児通所医療費の支給」とある項 第12の項 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給」「障害児福祉手当の支給」「特別障害者手当の支給」とある項 第67、68、85の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	座間市総務部文書法制課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-8144
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	座間市福祉部障がい福祉課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-7978

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

